

民生病院常任委員会審査概要報告書

委員長 上田 武

- I 開催年月日 令和 3 年 5 月 26 日（水）
II 会議時間 午前 10 時 00 分～午前 10 時 40 分
III 出席委員等 [出席委員] ◎上田 武 ○酒井 善広 高瀬 充子
本田 利麻 曾田 康司 藪中 一夫
中川 加津代 狩野 安郎
(◎…委員長 ○…副委員長)
[説明員] 別紙名簿のとおり
[委員外議員] なし
[事務局職員] 西本 幸夫 池守 凡子 関本 尚彦
[傍聴者] なし

IV 審査の概要

1 報告事項について

〈 当局から、次の報告・説明があった。 〉

[福祉保健部]

- (1) 新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少したことによる令和 3 年度介護保険料の減免の継続について
- (2) 令和 2 年度国民健康保険事業会計決算見込み及び令和 3 年度国民健康保険事業運営について

〈 委員から、次の質疑等があった。 〉

（ 以下、質疑・質問内容は ○ 、答弁内容は △ で表示 ）

【介護保険料の減免について】

- 介護保険料の減免制度についての周知方法は。
△ 市ホームページや市民と市政で周知するほか、7 月に令和 3 年度分の介護保険料の決定通知書を発送する際に制度内容を記載したものを同封したい。

【未就学児の国民健康保険料（税）の均等割について】

- 国は、未就学児の国民健康保険税料（税）の均等割について、令和4年度から半額にすることを決めたが、本市における対象者数は。また、本市でも子どもの均等割について減免すべきと考えるが、見解は。
- △ 令和2年12月末現在で未就学児は496人となっている。子どもの均等割の減免措置については、国の責任と負担において行うべきものと考えており、本市としてはこれまでも全国市長会等を通じて制度の創設を国に要望してきた。未就学児の均等割保険料（税）を軽減する制度については、現在国会で審議中であるが、本市としては、対象を未就学児に限定しないこと、また軽減割合の拡充等について、引き続き要望していく。

【高岡市国民健康保険運営協議会について】

- 令和3年5月20日に開催された高岡市国民健康保険運営協議会において、委員からはどのような意見があったのか。
- △ 新型コロナウイルス感染症に係る保険税減免制度の対象となる収入の比較期間について質問があり、令和2年度の保険税の減免については、令和元年の収入実績と2年の収入見込みの比較、3年度の減免制度については、2年の収入実績と3年の収入見込みの比較になる旨お答えした。また、運営協議会終了後に受けた答申書においては、「新型コロナウイルス感染症に係る保険税の減免及び傷病手当金については、対象世帯すべてが制度適用されるよう、その周知に努めるなど、丁寧な対応を行っていただきたい。」や「国保財政の健全化のため、保険税の収納確保や医療費適正化の取り組みなど、引き続き努力をしていただきたい。」との意見をいただいた。
- 引き続き、子どもの均等割減免について国に求めるとともに、市としても、努力いただきたい。（要望）

【統一保険料（税）について】

- 保険税の大幅引き上げに繋がる恐れがある統一保険料（税）には反対すべきと考えるが、現在の議論の状況は。
- △ 県と県内15市町村等で富山県国保運営方針等連携会議を組織し、保険料（税）減免基準の統一をはじめ、様々な国保事業の標準化に関する協議を順次行っている。今後、保険料（税）水準の統一について議論していくことになるが、国保制度が、社会保険方式の社会保障制度として持続可能なものになるよう、県や各市町村と慎重に協議を進めてまいりたい。

【一部負担金の減免実績について】

- 医療費の一部負担金の減免制度について、令和2年度の減免実績は。
- △ 令和2年度の減免実績はない。
- 実績なしとのことであるが、制度の周知をお願いしたいと考えるが、見解は。
- △ 一部負担金の減免制度については、7月に発送する保険証と一緒にお知らせを同封する予定としている。また、市役所窓口にも申請用紙を常備しており、相談内容に応じ、必要な方には制度を案内している。

2 その他

〈 委員から、次の質疑があった。 〉

【新型コロナウイルス感染症について】

- ワクチン接種を希望する人は、必ず接種できることを市民に対し確実に周知すべきと考えるが、見解は。
- △ 新型コロナワクチンの接種予約にあたり、電話が繋がりにくく、円滑に予約ができない状況となっていることについて、お詫び申し上げたい。本市においては、65歳以上の方が2回接種できる量のワクチンが確保されており、接種を希望されるすべての高齢者の方が7月末までに接種を終えることができるよう、接種計画を見直した。また、各医療機関等のご協力をいただきながら、通常診療の時間外や休日も含めて、個別接種の予約枠を拡大するほか、5月29日から集団接種を実施するなど、早期接種に向けて、接種機会の確保に努めている。ワクチンは希望されるすべての方の分が確保されており、毎週一定数の接種予約枠が確保できることから、6月中旬までには1回目の接種予約が可能となる見込みであり、そのことについては、市ホームページやSNS、ケーブルテレビ、新聞広告等を通じて、丁寧かつ迅速に情報提供に努めたい。また、各種団体の総会などに出席する機会を捉え、慌てずに安心して予約いただけるよう呼びかけたい。
- 市民からの問い合わせも多い。ワクチンの供給量や接種可能人数、スケジュール等を具体的に示して、市民が納得できるよう対応すべきと考えるが、見解は。
- △ ホームページで「見える化」を進めており、これまでに第1回目を接種された方、予約された方の人数を掲載し、日々の状況が分かるようお知らせしている。

【面的なPCR検査の実施について】

- 無症状感染者を発見し保護するために、市立学校の教員、生徒児童、介護・高齢施設の職員、利用者に対し国と県と連携して、面的なPCR検査を行うべきと考えるが、見解は。
- △ 現在、富山県の新型コロナウイルスへの警戒レベルはステージ2という状態であり、新規感染者数や変異株がともに増加傾向にある中、5月21日には、富山県全域に新型コロナウイルス感染拡大特別警報が発出された。こうした中、濃厚接触者であると判断された方には、適切な行政検査が実施されているところである。また、県においては、県内の障害者支援施設でクラスターが発生したことを受け、県内の高齢者施設等の従事者に対するPCR検査の実施時期等について検討をしていると聞いている。市としても今後の動向を見て、対応を考えたい。
- 感染を広げないという観点から、濃厚接触者だけではなく、対象を広げ、面的にも検査を実施すべきと考えるが、見解は。
- △ PCR検査については県の検査機関の受入れ可能数もある。無尽蔵に誰でも検査という考えではなく、今一番検査を必要としている方に速やかに検査結果を出すことが大切であり、県においてもそのような考えのもと、回数や時期を検討されていると推

察する。

【生理の貧困問題への対策について】

- コロナ禍のもとで失業、収入の減少などから生理用品を購入できない生理の貧困が問題となっている。生理用品の購入は女性として生まれた者にのみ負担となるものであり、ジェンダー平等の観点からも、支援が必要であると考えるが、現在の本市の取り組み状況は。
- △ 本市では、貧困対策といった形での生理用品の提供等は行っていない。国会において、生理の貧困について議論がなされ、今年度、地域女性活躍推進交付金の拡充により、女性を支援するNPOなどの民間団体の活動を後押しする中で、同時に生理用品を含む生活必需品の提供が可能になったことは承知している。この事業については、相談支援事業に付随して行うものであり、これらの生活必需品の提供が相談業務の周知に繋がることが期待されている。今般のコロナ禍による貧困対策については、これまでも国の給付金や福祉貸付制度、また、本市においては就業支援や生活保護など、個々の状況に合わせた支援を行ってきており、生理用品の提供については、相談業務等で個々の状況を丁寧に把握し、必要があれば関係部局等とも協議しながら対応を考えたい。
- 教育委員会と連携して、市立学校における児童、生徒に対し、生理用品を無償提供する取り組みや市立公民館、コミュニティセンター等の公共施設においても生理用品を配置し、必要な方に無償提供する取り組みを行うべきと考えるが、見解は。
- △ 小中学校の現場においては、児童生徒に備えがない場合の必要に応じた提供等はこれまでも行われている。また、生理用品の災害備蓄も行っており、緊急時には必要に応じ提供できる体制となっている。貧困対策としての生理用品の無償提供については、個々の事情により、必要があれば対応を考えたい。
- 秋田市や大仙市では、指定カードを窓口で配布し、生理用品を無償で配布する取り組みを行っており、本市でもぜひ検討すべきと考えるが、見解は。
- △ 個々の状況を把握する中で、生活用品の提供が有効であると考えられる場合には、検討したい。

【里道の除草について】

- 里道の雑草について隣接する住民から生活環境の悪化、防犯上の不安を訴える声がある。市としても、住民が行う草刈等の経費を支援するなど、何らかの対策を検討しては。
- △ 本市では美しいまちづくり高岡市民連絡会議を設置しており、市民の手による美しいまちづくりの実践と啓蒙活動に努めるとともに、美しいまちづくり推進員の協力を得て、年間を通じた地元の清掃美化活動を展開している。また、中心市街地など9地区を指定し、環境美化重点地区美化協定を締結するとともに、定期的、継続的に市民美化活動を実践する37の公共的団体とは環境美化協定を締結している。これらの団体に対しては、清掃用具の貸与や傷害保険の加入、助成金の支給を行い、公共エリアの除草などの清掃活動にご協力いただく際には、ごみを入れるボランティア袋を提供す

るとともに、回収されたごみを環境サービス課で、翌日以降速やかに回収している。里道や水路など、道路法や河川法が適用されない公共物である法定外公共物は、地区住民の日常生活に密着した道路、水路として利用されてきた経緯があり、今後とも、地域の皆様や受益を受けている方々による美化活動としてご協力いただくことをお願いするとともに、市としても支援していくこととしており、地域の清掃活動を行う際には、ご相談いただきたいと考えている。なお、市街化区域内は土木維持課、それ以外の区域については農地林務課が所管しており、環境サービス課とも情報を共有していることから、必要に応じ担当課にも相談いただきたい。

〈 以上で委員会を閉じた。 〉

民生病院常任委員会 当局説明員（9名）

市民生活部長	二 塚 英 克		
市民生活部次長 地域安全課長・環境政策室長	堺 啓 央		
男女平等・共同参画課長	寺 口 昌 代		
環境サービス課長	山 本 明 宏		
福祉保健部長	川 尻 光 浩		
福祉保健部次長・参事 社会福祉課長	山 本 真 弘		
高齢介護課長	森 川 朋 子		
健康増進課長	長 田 由 美 子		
保険年金課長	徳 市 直 之		